

au でんき供給約款（中国電力・auEL）料金表

au でんき供給約款（中国電力・auEL）（以下「au でんき約款」といいます。）における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、au エネルギー＆ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）が定めます。本料金表のほか、KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）の WEB de 請求書ご利用規約、au かんたん決済会員規約、「請求統合」に係る取扱い規約および「KDDI まとめて請求」に係る取扱い規約（以下、これらを併せて「関連規程」といいます。）ならびに au でんき約款および本料金表による電気供給サービスに関連する auEL または KDDI が定める諸規程（auEL または KDDI が別に WEB サイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。）は、本料金表の一部を構成するものとします。本料金表と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。

1 契約種別

この料金表の契約種別は、でんきMプラン（中国）、でんきLプラン（中国）および低圧電力（中国）といたします。

1 - 1 でんきMプラン（中国）

(1) 適用範囲

au でんき約款 17（でんきMプラン（中国））(1)によります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

au でんき約款 17（でんきMプラン（中国））(2)によります。

(3) 最大需要容量

au でんき約款 17（でんきMプラン（中国））(3)によります。

(4) 料金

料金は、3（料金の算定期間）に定める料金の算定期間における使用電力量にもとづき次によって算定された金額、10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 11（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額の合計といたします。料金について支払いをする額は、料金および料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

		税抜額 (税込額)
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	690.61 円 (759.67 円)
電力量 料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.77 円 (32.74 円)

	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35.84 円 (39.42 円)
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	37.77 円 (41.54 円)

1 - 2 でんき L プラン (中国)

(1) 適用範囲

a u でんき約款 18 (でんき L プラン (中国)) (1)によります。

(2) 供給電気方式, 供給電圧および周波数

a u でんき約款 18 (でんき L プラン (中国)) (2)によります。

(3) 契約負荷設備

a u でんき約款 18 (でんき L プラン (中国)) (3)によります。

(4) 契約容量

a u でんき約款 18 (でんき L プラン (中国)) (4)によります。

(5) 料金

料金は、3 (料金の算定期間) に定める料金の算定期間における使用電力量にもとづき次によって算定された金額、10 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 11 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。料金について支払いをする額は、料金および料金 (10[再生可能エネルギー発電促進賦課金] (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額 (税込額)
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	407.24 円 (447.96 円)

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.32 円 (30.05 円)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.86 円 (36.14 円)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	34.56 円 (38.01 円)

1 – 3 低圧電力（中国）

(1) 適用範囲

au でんき約款 19（低圧電力（中国））(1)によります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

au でんき約款 19（低圧電力（中国））(2)によります。

(3) 契約負荷設備

au でんき約款 19（低圧電力（中国））(3)によります。

(4) 契約電力

au でんき約款 19（低圧電力（中国））(4)によります。

(5) 料金

料金は、3（料金の算定期間）に定める料金の算定期間における使用電力量にもとづき次によつて算定された金額、10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によつて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および11（燃料費調整）(1)ニによつて算定された燃料費調整額の合計といたします。料金について支払いを要する額は、料金および料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によつて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電力 1 キロワットにつき	1,058.10 円 (1,163.91 円)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によつて算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	税抜額（税込額）	
	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	24.36 円 (26.79 円)	23.19 円 (25.50 円)

2 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。

3 料金の算定期間

(1) 料金の算定期間は、1の暦月の起算日（auEL が定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の算定期間は、

開始日から次の暦月の起算日の前日までの期間とし、需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、1の暦月の起算日から消滅日の前日までの期間といたします。

- (2) auでんき約款23(使用電力量の計量および算定)(2)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。

4 料金の算定

料金は、電気の供給を開始し、もしくは需給契約が消滅した場合、または契約種別、契約負荷設備、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

5 日割計算

- (1) auELは、4(料金の算定)により日割計算をする場合は、次により料金を算定いたします。
- イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、6(日割計算の基本算式)(1)により日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて6(日割計算の基本算式)(3)により算定いたします。ただし、電力量区分については、6(日割計算の基本算式)(2)により日割計算をいたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて6(日割計算の基本算式)(4)により算定いたします。
 - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 4(料金の算定)により日割計算をするときは、日割計算対象日数には電気の供給を開始した日を含み、需給契約が消滅した日を除きます。
- また、契約種別、契約負荷設備、契約容量、契約電力等を変更したことにより、日割計算をするときには、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (3) auでんき約款8(需給契約の成立および契約期間)(2)ロによりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

6 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

- (1) 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、4月の最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金については、検針日の前日までの期間および検針日以降の期間それぞれを1月とみなして上式を適用し、合算して算定いたします。

(2) でんきMプラン（中国）およびでんきLプラン（中国）の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

イ でんきMプラン（中国）

$$\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、(1)により算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 105 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ でんきLプラン（中国）

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(3) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

イ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合は、料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ロ 契約種別、契約負荷設備、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合は、料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、動力を使用する契約種別のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季とともに含まれる場合

は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(4) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

イ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合は、料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ロ 契約種別、契約負荷設備、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合は、料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(5) (2)の場合、その単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

7 料金等の支払義務および支払期日

(1) auELは、料金その他のauでんき約款および料金表に基づく債権（ただし、工事費負担金を除きます。以下「料金等」といいます。）について、KDDIに譲渡するものとし、お客さまは、auELまたはKDDIが定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたはロによりがたい場合（イまたはロによる支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、auELまたはKDDIが指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払い（以下「振込払い」といいます）に必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書の発行およびその他必要な取り扱いを行います。

イ auELまたはKDDIが指定した金融機関等を通じて、お客さまが指定する口座からauELまたはKDDIの口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）

ロ auELまたはKDDIが指定した金融機関等を通じて、お客さまがauELまたはKDDIの指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）

(2) お客さまは前項の振込払いに基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、その他auELまたはKDDIが別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。

区分	単位	手数料額
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行1回ごとに	税抜額430円 (税込額473円)

(3) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(4) 料金等について、auELまたはKDDIは、auELまたはKDDIに特別の事情がある場合は、お客さまの承諾をえて、auELまたはKDDIの指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

- (5) 料金等は、次のときにauELまたはKDDIに対する支払いがなされたものといたします。
- イ 口座振替により支払われる場合は、料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
 - ロ クレジットカード払いにより支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社によりauELまたはKDDIが指定した金融機関等に払い込まれたとき。
 - ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等がauELまたはKDDIが指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。
- (6) auELまたはKDDIは、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行うauELまたはKDDIの事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auELまたはKDDIがその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auELまたはKDDIが指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。
- (7) お客さまは前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、下表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、その他auELまたはKDDIが別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。
- | 区分 | 単位 | 手数料額 |
|-----------------------------|---------------|----------------------|
| 払込取扱票発行等手数料
(払込取扱票発行手数料) | 払込取扱票の発行1回ごとに | 税抜額230円
(税込額253円) |
- (8) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。
- | 区分 | 手数料の額 |
|---|------------------|
| 1 2以外の場合
(期日後料金支払手数料) | 税抜額300円(税込額330円) |
| 2 auELまたはKDDI指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合 | 金融機関等が定める額 |
| 備考 auELまたはKDDIが別に定める条件に該当するときは、区分1に定める手数料の負担を要しません。 | |
- (9) auELまたはKDDIが必要とするときには、(1)にかかわらず、auELまたはKDDIが指定する債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、お客さまに料金等を払い込みにより支払っていただく場合があります。
- (10) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。

8 延滞利息

お客さまは、料金等の債務（延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の

auEL または KDDI が定める日数について年 14.5% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、auEL または KDDI が指定する期日までに支払っていただきます。

9 違約金

- (1) お客様が au でんき約款 32（供給の停止等）(2)イ、口もしくはハまたは au でんき約款 41（解約等）(2)に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、auEL は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、料金表に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、auEL が決定した期間といたします。

10 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、auEL は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ auEL の指定するホームページで公開いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、4 月については、検針日の前日までの使用電力量および検針日以降の使用電力量にそれぞれの再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用し、合算して算定いたします。

なお、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価とし、1 の料金算定期間に 4 月の検針日および 4 月の検針日の前日のいずれも含む場合は、検針日の前日までの期間および検針日以降の期間それぞれについて 6(日割計算の基本算式)

(1)を準用し、合算して算定いたします。この場合、「日割計算対象日数」は、「4月の起算日から4月の検針日の前日までの日数」および「4月の検針日から4月の末日までの日数」と読み替えます。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

- お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様からauELにその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

お客様からの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

11 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0992$$

$$\gamma = 1.1994$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値（単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。）に、(3)イ(ロ)に定める離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといいたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に對応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に對応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといいたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は翌年の 2 月 29 日までの期間)
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、でんきMプラン（中国）のお客さまについては、最低料金適用電力量ま

では、最低料金に適用される燃料費調整単価（最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものとします。）といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ でんきMプラン（中国）の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

		税抜額（税込額）
最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	2.895円（3.185円）
電力量料金	上記を超える1キロワット時につき	0.193円（0.212円）

ロ でんきLプラン（中国）および低圧電力（中国）の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

	税抜額（税込額）
1キロワット時につき	0.193円（0.212円）

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(1) 離島平均燃料価格

離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、 α 、 β および γ は、以下のとおりといたします。

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$(離島平均燃料価格 - 79,300円) \times \frac{\text{口の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各離島平均燃料価格算定期間に応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(1)ハに準じます。

□ 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

(1) でんきMプラン（中国）の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

		税抜額（税込額）
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	0.015 円 (0.017 円)
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.001 円 (0.001 円)

(2) でんきLプラン（中国）および低圧電力（中国）の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	0.001 円 (0.001 円)

(4) 燃料費調整単価等の掲示

auEL は、(1)口によって算定された燃料費調整単価を auEL の指定するホームページで公開いたします。

12 契約者等に係る情報の利用

au でんき約款および本料金表による電気供給サービスに関して取得したお客さまに関する情報の取扱いについては、別途 auEL の定める「au エネルギー & ライフ プライバシーポリシー(<http://kddi-l.jp/X96>)」が適用されます。

附 則

この料金表の実施期日

この料金表は、2024年12月1日から実施いたします。